放課後児童クラブのご案内

▶問合せ　子ども課　児童家庭係（☎95-0120）・各児童クラブ

平成29年度（平成29年4月）からの放課後児童クラブの利用申請書の配布・受付を行います。平成29年度からは、放課後児童クラブの利用要件等が変わりますので、引き続き利用を希望される保護者の方は、変更事項をご確認ください。

▶対象

利用対象児童を「小学校1年生～4年生まで」から「小学校1年生～6年生まで」に拡大します。利用要件は、保護者が次のいずれかに該当する家庭の児童です。

①昼間に就労している。
②出産等の理由により入院している。
③疾病等または精神、身体に障がいがある。
④同居の親族を常時介護等している。
⑤震災等の災害からの復旧に当たっている。
⑥その他、これらに類すると認められる状態（資格取得等のための通学等）

※利用要件に変更はありませんが、平成28年度までは65歳未満の祖父母などの同居親族についても就労等の要件を求めていましたが、平成29年度からは、保護者である父母のみの要件に変更します。

▶育成料（利用料）

平成29年4月以降の利用には、育成料が必要となります。金額は、利用区分に応じて定めています。（減免制度や通年利用の多子軽減を設けています。）

○通年利用…年間を通じて利用する児童
　児童1人につき月額5千円
○長期のみの利用…土曜日、夏休みなどの長期学校休業日、学校代休日のみの利用
　（児童1人につき半期ごとに定めています。）
　・前期（4月から9月まで）　1万円
　・後期（10月から翌年3月まで）　5千円
※育成料のほか、別途おやつ代が必要となります。

減免制度

育成料を免除する制度です。対象となるのは、生活保護世帯、市民税非課税の母子・父子世帯、就学援助を受けている世帯となります。（ただし、別途徴収の「おやつ代」については、育成料の免除世帯からも徴収します。）

通年利用の多子軽減

同一世帯において、通年利用の育成児童が2人以上いる場合に、最年長の児童以外の児童の育成料を1／2にする制度です。（通年利用の児童が2人以上いる場合に限ります。）

▶利用期間（平成28年度からの変更はありません。）

平成29年4月1日～平成30年3月31日（日曜日、祝日、年末年始を除く）

▶利用時間（平成28年度からの変更はありません。）

○通常日（学校のある日）　下校時～午後6時30分
○土曜日、長期学校休業日および学校代休日　午前7時30分～午後6時30分

放課後児童クラブのご案内

★児童クラブ利用申請書の配布・受付について

▶申請書配布期間　10月12日㈬～10月29日㈯
▶申請受付期間　11月17日㈭～12月9日㈮
▶申請書配布および申請受付場所・時間
・市役所子ども課　午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
・各児童クラブ（下表参照）

クラブ名	配布兼申請受付場所	配布兼申請受付時間	電話番号	定員（おおむね）
来迎寺児童クラブ（のびっこクラブ）	来迎寺児童センター	月～土曜日 10：00～18：00	82－5614	55人
昭和児童クラブ（ニコニコクラブ）	昭和児童センター		81－1380	65人
花山児童クラブ（豆の木クラブ）	花山児童センター		82－5554	80人
南児童クラブ（つばさクラブ）	南児童センター		83－0385	90人
猿渡児童クラブ（どんぐりクラブ）	猿渡児童クラブ	月～金曜日 13：00～18：00 土曜日 10：00～15：00	82－2339	65人
八ツ田児童クラブ（はやぶさクラブ）	八ツ田児童クラブ		82－6668	65人
西児童クラブ（あすなろクラブ）	西児童クラブ		82－3395	105人

※通年利用のみでなく、長期のみの利用についても今回の期間において申請書配布・受付を行います。
※申請書を郵送等で配布することはできません。上記配布場所に直接受け取りに行ってください。
※利用申請を電話で行うことはできません。
※放課後児童クラブの通年利用と放課後子ども教室の登録を兼ねることはできません。

こどもフェスタ・遊YOU

市地域活動クラブ連絡協議会は、市と共催で「こどもフェスタ・遊YOU」を開催します。大きく響き渡る力強い太鼓の演奏をご家族でぜひ体感してください。

▶と　き　10月30日㈰　午後1時開場　午後1時30分開演　午後3時終了（予定）
▶ところ　中央公民館　講堂
▶内　容　松平わ太鼓による演奏会（入場無料）
▶出　演　松平わ太鼓：松平氏三代「信光」に始まるとされる「三河雲竜太鼓」の復興を願って昭和59年に結成され、現在、小学生から社会人まで幅広い年代のメンバー総勢60数人が在籍する伝統音楽活動団体。団体名である「松平わ太鼓」は、和太鼓の「和」と仲間の「輪」が豊田市松平地区をはじめ全国に広がるようにとの想いから命名。
▶問合せ　子ども課（☎95-0120）または各児童センター